この場合において，設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の実態等を勘案しつつ，次の事項に留意する必要がある。

ア　その設置又は運営する劇場，音楽堂等の事業の実施等を通じて得た知見等を他の劇場，音楽堂等に積極的に提供したり，他の劇場，音楽堂等と共同して調査研究を行ったりするなど，他の機関との連携・協力を推進すること。

イ　必要に応じ，実演芸術に関する豊富な知見等を有する大学等，国立劇場，新国立劇場，実演芸術団体等その他の関係者との連携・協力を推進すること。

8　経営の安定化に関する事項

⑴　設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の事業の実施に当たって，国民又は住民の実演芸術に対する関心を高め，利用者の拡大を図るための工夫を行うよう努めるものとする。

この場合において，設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の実態等を勘案しつつ，次の事項に留意する必要がある。

ア　利用者等のニーズや評価等に関する調査研究の成果を，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の事業の実施に適切に活用すること。

イ　その設置又は運営する劇場，音楽堂等の社会的意義及び事業内容について積極的に広報等を行うことにより，国民又は住民の実演芸術に関する理解の増進並びに当該劇場，音楽堂等及びその行う事業についての支持の拡大に努めること。

ウ　普及啓発のための事業を積極的に実施することにより，劇場，音楽堂等において実演芸術の公演又は発表を鑑賞する者の育成を図ること。

エ　観光，社会福祉等の分野の機関との連携・協力を図り，より多様で効果的な劇場，音楽堂等の活用を図ること。

⑵　設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の経営の安定化を図るため，当該劇場，音楽堂等の事業の質を維持することを前提に，多様な財源を確保するよう努めるものとする。

この場合において，設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の実態等を勘案しつつ，次の事項に留意する必要がある。

ア　公的助成事業若しくは民間助成事業による助成金又は政策金融機関若しくは民間金融機関による融資等を活用すること。

イ　法人及び個人からの寄附金の活用を図ること。

ウ　賛助会員の制度等の構築及び運用を図ること。

⑶　設置者又は運営者は，利用者等から日常的に寄せられる要望等に対応するための体制を整えるとともに，要望等の内容を積極的に把握・分析し，適切な対応策を講じるよう努めるものとする。

9　安全管理等に関する事項

⑴　設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等が安全かつ快適な施設として維持管理されるよう，施設・設備の定期的な保守点検等を適切に行うよう努めるものとする。特に，経年劣化した施設・設備の改修等については，設置者において計画を立て着実に実施するとともに，設置者と運営者との間で，それぞれの責任を明確にし，適切な分担を図るよう努めるものとする。

⑵　設置者又は運営者は，質の高い事業の実施と施設・設備の安全管理との両立を図る観点から，事業を安全に実施し得る環境を確保するための安全管理に係る規程を整備し，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の職員に徹底するとともに，施設・設備の安全管理を適切に行い得る体制の整備に努めるものとする。この場合において，設置者又は運営者は，実演芸術の公演等の企画制作や舞台関係の施設・設備の運用を行う団体，実演芸術団体等，劇場，音楽堂等の関係団体が連携・協力して作成する劇場，音楽堂等の安全管理に関する基準等を参考とすることも考えられる。

⑶　設置者又は運営者は，避難，救助その他の災害応急対策及び災害復旧等の非常時における対応についてあらかじめ検討し，必要な対策を講じるよう努めるものとする。

この場合において，設置者又は運営者は，その設置又は運営する劇場，音楽堂等の実態を勘案しつつ，次の事項に留意する必要がある。

ア　非常時においても劇場，音楽堂等の業務を適切に執行することができるよう，優先業務を選定するとともに，事業継続体制や他の劇場，音楽堂等との連携・協力体制等を整えること。

イ　災害時において一時的に被災者を受け入れることにも配慮すること。

10　指定管理者制度の運用に関する事項

指定管理者制度は，住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設である公の施設の管理運営について，民間事業者等が有するノウハウを活用することにより，住民サービスの質の向上を図っていくことで，それぞれの施設の設置目的を効果的に達成するため，設けられたものである。

指定管理者制度により劇場，音楽堂等の管理運営を行う場合には，設置者は，創造性及び企画性が劇場，音楽堂等の事業の質に直結するという施設の特性に基づき，事業内容の充実，専門的人材の養成・確保，事業の継続性等の重要性を踏まえつつ，同制度の趣旨を適切に生かし得る方策を検討するよう努めるものとする。

この場合において，設置者は，その設置する劇場，音楽堂等の実態等を勘案しつつ，次の事項に留意する必要がある。

ア　劇場，音楽堂等の機能を十分発揮するため，質の高い事業を実施することができる専門的な知識及び技術を有する指定管理者を選定すること。このため，指定管理者を公募により選定する場合には，適切な者を選定できるよう，選考基準や選考方法を十分に工夫すること。

イ　優れた実演芸術の公演等の制作，有能な専門的人材の養成・確保等には一定期間を要するという劇場，音楽堂等の特性を踏まえ，適切な指定管理期間を定めること。

ウ　指定管理者が実演芸術の公演を企画し，実施する場合には，これを円滑に実施できるようその実施方法等を協定等に適切に位置付けるなど配慮すること。

エ　指定管理者が劇場，音楽堂等の事業を円滑に行うことができるよう，指定管理者との間で十分な意思疎通を図ること。

第3　国，地方公共団体の取組等に関する事項

1　国の取組に関する事項

国は，法前文の趣旨を踏まえるとともに，法第1条に規定された目的を達成するため，法各条の規定に基づき，次の事項について適切な対応を行うものとする。

ア　劇場，音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し，実施する役割を果たすよう努めること。

イ　設置者又は運営者，実演芸術団体等その他の関係者及び地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

ウ　必要な助言，情報の提供，財政上，金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めること。